

京都府庁グリーン調達方針（抄）

平成27年5月

京都府庁グリーン調達方針

『環境物品等の調達の推進に関する基本方針』

4 調達を推進する物品等

（2）特定調達品目の調達

重点的に調達を推進する環境物品等の種類（以下「特定調達品目」という。）の判断の基準、調達目標を別表2のとおり定め、特定調達品目に定められた物品等を調達しようとするときは、特別の理由のない限り判断基準を満たすものを調達すること。

なお、調達目標は定めないが、今後の普及状況に応じて調達を考慮する調達計画品目を別表3、同じく調達目標は定めないが、輸送エネルギー及び輸送に伴う二酸化炭素排出の低減のため地元産品等を調達する地産地消品目を別表4のとおり定める。

（別表3）

分野	調達計画品目	判断の基準	努力目標
電気	電気	(1) 温室効果ガス排出係数が低く、自然エネルギーの利用が高い電気であること。 (2) イベント等の開催に際し使用する電気について、グリーン電力認証機構の認証を受けたグリーン電力証書を購入すること。	調達価格や普及状況を考慮し、購入を検討する。

備考) 温室効果ガス排出係数とは、電気の発電に伴う温室効果ガスの排出量を電気供給量で除したものをいう。1 kWhの電気の発電に伴う温室効果ガスの排出の量の割合（単位：kg-CO₂/kWh）

自然エネルギー利用率とは、自然エネルギー（太陽光、風力又はバイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるものをいう。）を利用して発電した電気の供給量を電気供給量で除したものをいう。電気供給量のうち自然エネルギーを利用して発電した電気の量の割合

グリーン電力証書システムとは、グリーン電力認証機構による第三者認証を受けて、自然エネルギーを利用して発電した電気の環境付加価値を電気と切り離してグリーン電力証書というかたちで取引するシステムをいう。グリーン電力証書を購入した当該電気相当分は、自然エネルギーを利用して発電した電気を利用したとみなされる。